

2018年12月10日
株式会社神戸製鋼所

当社グループ会社に対する訴訟の終結について

当社並びに当社の子会社である神鋼メタルプロダクツ株式会社（当社の出資比率 90%）、神鋼アルミ線材株式会社（当社の出資比率 98.75%）、株式会社コベルコマテリアル銅管（当社の出資比率 55%）、日本高周波鋼業株式会社（当社の出資比率 51.6%）、及び神鋼鋼線工業株式会社（当社の出資比率 35.9%）の 100%出資子会社である神鋼鋼線ステンレス株式会社（以下「当社グループ」と総称します。）は、2017年12月8日付「株式会社神戸製鋼所及びグループ会社に対する訴訟提起について」にてお知らせしたとおり、2017年11月21日付けでカナダ国ブリティッシュコロンビア州上位裁判所（Supreme Court of British Columbia）において、同月22日付けで同国オンタリオ州上位裁判所（Ontario Superior Court of Justice）において、それぞれ訴訟（以下「本件訴訟」と総称します。）を提起されておりましたが、このほど、神鋼メタルプロダクツ株式会社及び株式会社コベルコマテリアル銅管について、本件訴訟のうち、カナダ国ブリティッシュコロンビア州上位裁判所における訴訟を取り下げる旨の通知が同裁判所に提出され、このことにより、同裁判所における両社に対する訴訟は終結しましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から終結に至るまでの経緯

本件訴訟の原告らは、当社グループの製造した自動車向け金属製品（以下「対象製品」）やそれらを使用して製造された自動車の購入者であり、対象製品が顧客製品仕様に適合していなかったために、適合製品に比して、不当に高い対価を支払わされたことにより損失を被ったなどとして、本件訴訟を提起していました。

本件訴訟の提起を受けた後、当社グループは本件訴訟に応訴してまいりましたが、2018年12月3日（現地時間）、原告らは、本件訴訟のうち、カナダ国ブリティッシュコロンビア州上位裁判所における神鋼メタルプロダクツ株式会社及び株式会社コベルコマテリアル銅管に対する訴訟について、これを取り下げる旨の通知を同裁判所に提出しました。このことにより、同裁判所における両社に対する訴訟は終結しました。

2. 今後の見通し

両社に対する訴訟の終結に伴う当社グループの業績への影響はありません。当社グループは、このたび終結したもの除去した本件訴訟に引き続き適切に対応してまいりますとともに、今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかに公表を行う予定です。

以上